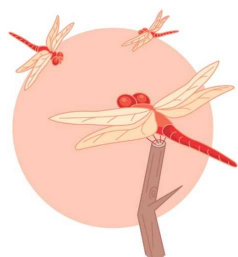


SPC JINJIKEN NEWS



「働き方改革関連法案」要綱案を提示へ（9月6日）

厚生労働省が9月8日開催の労働政策審議会（労働条件分科会）において「働き方改革関連法案」の要綱案を示すことがわかった。時間ではなく成果で評価する脱時間給制度については長時間労働防止の観点から休日確保を義務付けるなど、連合が求めた修正案に沿った内容となる見込み。「同一労働同一賃金」「時間外労働の上限規制」などの項目と併せて臨時国会に関連法案を一本化して提出し、2019年4月の施行を目指す。

〔関連リンク〕

労働政策審議会（労働条件分科会）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-rousei.html?tid=126969>

中小企業に企業 OB 派遣で障害者雇用を後押し 厚労省（9月5日）

厚生労働省は、来年度から障害者の法定雇用率が引き上げられるのに合わせて、中小企業の障害者雇用をバックアップする方針を示した。全国の労働局に専門の支援員（就職支援コーディネーター）を配置するほか、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構が障害者雇用の経験を持つ企業のOBを派遣する。

現金給与総額が0.3%減少 ボーナス減が影響（9月6日）

厚生労働省が7月の「毎月勤労統計調査」を発表し、1人あたりの名目賃金である現金給与

総額が37万1,808円（前年同月比0.3%減少）となったことがわかった。前年同月を下回るのは1年2カ月ぶり。基本給に相当する所定内給与は24万2,487円（同0.5%増）と4カ月連続で増加したが、ボーナス等の特別に支払われた給与が2.2%減少した。



公的年金の受給開始年齢「70歳以降も」内閣府の有識者検討会（9月13日）

内閣府の有識者検討会は12日、公的年金の受給開始年齢を70歳より後にできる仕組みづくりの提言を盛り込んだ骨子案を示した。提言では具体的な年齢は盛り込まれなかったが、自民党の「一億総活躍推進本部」が5月にまとめた提言にも年齢引き上げ方針が示されており、今後、議論が本格化するとみられる。政府は提言をもとに、「高齢社会対策大綱」の改定案を年内にも閣議決定する方針。

中小企業におけるパート労働者の年金加入数が明らかに（9月14日）

厚労省の発表により、500人以下の中小企業で働くパート従業員らの厚生年金への加入状況について、全国1,270の事業所で、計1,742人の従業員が加入していることが明らかになった（6月末現在の速報値）。

厚労省 残業減で休日増の中小企業に最大200万円助成の方針（9月14日）

厚生労働省は、残業時間の罰則付き上限規制を導入することを見据えて、2018年度から、残業時間を削減し休日を増やした中小企業に

対して、最大で200万円を助成する方針とした。職場意識改善助成金の「時間外労働上限設定コース」を拡充する。現在は残業時間の上限を月45時間・年360時間以下に設定すると最大50万円助成されるが、これを月80時間・年720時間超の残業時間だったところが一気に達成した場合、100万円に引き上げる。加えて、新たに週休2日制を導入すると助成金を上乘せする措置を設け、1カ月当たりの休日を4日増やすと最大で100万円、3日増で75万円、2日増で50万円、1日増の25万円となる。

年金加算金598億円の支給漏れ(9月14日)

元公務員の妻らを対象にした、基礎年金に一定額を上乘せする「振替加算」について、1991年以降、10万5,963人分、金額にして計約598億円の支給漏れがあったと、厚労省は発表した。年金機構と共済組合の連携不足が主な原因とされており、未払い額としては、過去最大規模となる。11月中旬に全額が支払われる予定。

手当・休暇 正社員と格差「一部違法」(9月15日)

日本郵便の契約社員3人が、正社員と同じ仕事をしているのに手当や休暇制度に格差があるのは労働契約法に違反するとして、同社に計約1,500万円の賠償を求めた訴訟の判決が14日、東京地裁であり、春名茂裁判長は一部の手当や休暇について「不合理な労働条件の相違にあたる」と判断し、同社に計約92万円の支払いを命じた。

高卒求人倍率が24年ぶりの高水準へ(9月16日)

2018年春卒業見込みの高校生について、採用選考が解禁された。求人倍率は2017年春卒(2.23倍)に続いて上がり、1994年(2.46倍)以来24年ぶりの高水準となる見込み。

「働き方改革」関連法案提出は見送りへ(9月20日)

安倍首相が今月28日にも衆議院を解散する意向を固めたことを受け、臨時国会での成立を目指していた「働き方改革」関連法案の国会提出は見送られる見通しとなった。自民党は9月19日の会議で法案を審議したが、同日の了承を取りやめた。衆院選後に改めて議論する。

「正社員と職務が同じパートがいる」15.7%(9月20日)

厚生労働省が「平成28年パートタイム労働者総合実態調査」の結果を発表し、正社員と職務が同じであるパートタイム労働者がいる事業所が15.7%あることがわかった。こうしたパート労働者の比率は、学術研究・専門技術サービス業(25.3%)や医療・福祉業(24.9%)で高くなっている。基本給の算定方法が正社員とパートタイム労働者で異なる事業所は58.7%だった。

[関連リンク]

平成28年パートタイム労働者総合実態調査の概況

http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudo_u/koyou/keitai/16/

110団体が「非効率な商習慣」是正へ共同宣言(9月20日)

経団連など110団体が、下請けいじめや長時間労働につながる短納期での発注や急な仕様変更など、非効率な商習慣の是正に取り組むことを内容とした共同宣言を発表した。関係法令や労働基準法を守り、取引先にも違反させない配慮を経営者に求めている。



トピックス● 賃金不払残業に関する監督指導 不払い残業代は総額 127 億円余り

厚生労働省から、本年8月、「平成28年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果」が公表されました。

この是正結果の公表は、平成14年度から毎年度行われているものです。

今回公表されたのは、全国の労働基準監督署が、賃金不払残業に関する労働者からの申告や各種情報に基づき企業への監督指導を行った結果、昨年4月から本年3月までの期間に不払いだった割増賃金（不払い残業代）が各労働者に支払われたもののうち、その支払額が1企業で合計100万円以上となった事案を取りまとめたものです。

———— 平成28年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果のポイント ————

- 是正企業数→1,349企業（前年度比 1企業の増）
うち、1,000万円以上の割増賃金を支払ったのは、184企業
- 支払われた割増賃金合計額→127億2,327万円（同27億2,904万円の増）
- 対象労働者数→9万7,978人（同5,266人の増）
- 支払われた割増賃金の平均額→1企業当たり943万円、労働者1人当たり13万円

監督指導の対象となった企業では、その監督指導のもと、定期的にタイムカードの打刻時刻やパソコンのログ記録と実働時間との隔たりがないか確認するなど、賃金不払残業の解消のためにさまざまな取組を行い、改善を図っているようです。

厚生労働省では、引き続き、賃金不払残業の解消に向け、監督指導を徹底していくとのことです。

今回公表されたのは平成28年度の是正結果ですが、この頃から、働き方改革、長時間労働の是正、労働時間の適正把握などへの関心が高まっていました。そんな中、賃金不払残業に関する是正企業数などは減少していません。

このような結果になったのは、実質的に賃金不払残業が増えたということではなく、監督指導・是正指導が厳しくなった結果だと思われます。

たとえば、次のような些細な時間が積み重なって、多額の不払い残業代になった事例も紹介されています。

- 休憩時間中に会議が行われていた
→その会議の時間は労働時間＝その時間分の賃金が不払いになっている
- 会社が指示したユニフォームへの着替えを行った後にタイムカードを打刻していた
→その着替えの時間は労働時間＝その時間分の賃金が不払いになっている

☆ 「我が社は大丈夫」という思い込みは危険です。日頃から、労働時間は適正に把握しておきたいものです。何かご不明な点があれば、気軽にお声かけください。

トピックス● 有効求人倍率 43年5か月ぶりの高水準！

今年の8月末、同年7月の有効求人倍率、完全失業率、1世帯当たりの消費支出などの数値を含む3つの調査（一般職業紹介状況、労働力調査・家計調査）が公表されました。

有効求人倍率が高水準であったことから、閣議でも話題に上るなど、注目を集めました。

————— 今年7月の有効求人倍率など —————

● 7月の数値

- ・有効求人倍率⇒「1.52倍」（前月比0.01ポイント上昇。43年5か月ぶりの高水準）
〔正社員の有効求人倍率も「1.01倍」と前月に引き続き1倍を上回る〕
- ・完全失業率⇒「2.8%」（前月と同水準）
- ・1世帯当たりの消費支出⇒「279,197円」（前月比で実質1.9%減少。前年同月比でも実質0.2%減少）

● 厚生労働大臣のコメント

厚生労働大臣は、閣議の場で、今年7月の有効求人倍率、完全失業率に触れ、「現在の雇用情勢は着実に改善が進んでいると判断をしております」とコメントしました。

1世帯当たりの消費支出に触れず、とても前向きな見解でした。

● 報道機関などの見解は？

その一方で、報道機関などの見解は、雇用のほか所得も堅調であるが、消費支出は低迷しているとし、そのような状況から「アベノミクスが目指す好循環は道半ば」といったものが目立ちました。

☆ 有効求人倍率は、有効求職者数に対する有効求人数の割合で、厚生労働省が全国のハローワークの求職者数、求人数をもとに算出するものです。倍率が1を上回れば人を探している企業が多く、下回れば仕事を探している人が多いことを示します。

現在の状況は、43年ほど前と同じぐらい「人を探している企業が多い＝人手不足」ということになります。

しかし、現在の人手不足は、少子高齢化の進行による人口構造の変化によるところが大きいかもしれません。人材確保に向け、高齢者の活用などの工夫が必要とされる時代といえます。